

福島県環境創造センターにおける研究活動の不正行為の防止等に関する規程

平成29年3月31日制定
福島県環境創造センター

(目的)

第1条 この規程は、福島県環境創造センター（以下「センター」という。）における研究活動の不正行為の防止のための取組及び特定不正行為に対する必要な措置を定めることにより、研究員等及びセンターの研究倫理の保持及び向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 研究活動の不正行為 ねつ造、改ざん、盗用、二重投稿、不適切な著者等、研究者倫理に反する不適切な行為をいう。

(2) 特定不正行為 研究活動の不正行為のうち、発表された研究成果の中に示されたデータ、研究結果等において、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的注意義務を著しく怠ったことによるねつ造、改ざん及び盗用をいう。

ア ねつ造 存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。

イ 改ざん 研究の資料、機器、過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。

ウ 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解、若しくは適切な表示なく流用することをいう。

(3) 研究員等 研究員及び研究員以外の者であってセンターの研究業務に従事する者をいう。

(4) 告発 センターに係る特定不正行為の存在又はその疑い（以下「告発対象事案」という。）をセンターに告発することをいう。

(5) 告発者等 告発を行った者及び告発に関して相談を行った者をいう。

(6) 被告発者 告発において告発対象事案に関わっていたとされる者をいう。

(7) 悪意 被告発者を陥れるため、又は被告発者が行う研究を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えることのほか被告発者が所属する機関、若しくは組織等に不利益を与えることを目的とする意思をいう。

(8) 競争的資金等 国及び国の所管する独立行政法人等から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金、又は民間企業等が実施する研究助成金等をいう。

(9) 配分機関等 競争的資金等の制度を運営し、競争的資金等をセンターに配分する機関をいう。（当該機関が独立行政法人等の場合には、当該法人等を所管する省庁を含む。）

(センターの責務)

第3条 センターは、研究活動の不正行為は科学に対する背信行為であり、科学研究に対する社会からの信頼と負託を損なうものであることを考慮し、研究員自身及び学会等の自律的な取組を基本とし、組織として研究の不正行為に適切に対処する仕組みを整備し、実効ある取組を推進するものとする。

(最高管理責任者)

第4条 センターの特定不正行為の防止について、最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、センター所長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、統括管理責任者が特定不正行為の防止を行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

3 最高管理責任者は、定期的に各責任者から特定不正行為の防止に関する取組について報告を受けるものとする。

(統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者)

第5条 最高管理責任者を補佐する者として、統括管理責任者を置き、センター副所長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、統括管理責任者のもとで特定不正行為を防止するためコンプライアンス推進責任者を置き、センター研究部長をもって充てる。

3 コンプライアンス推進責任者は、研究員等に対する研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関する責任者として、公正な研究活動を推進するための適切な措置を講じるものとする。

(監事)

第5条の2 センターの業務を監査する者として、監事を置き、センター調査・分析部長をもって充てる。

2 監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況についてセンター全体の観点から確認する。

(研究倫理教育責任者)

第6条 センターにおける研究倫理教育（研究員等に求められる倫理規範を修得させるための教育をいう。以下同じ。）を含む研究活動の不正行為の防止等の責任者として、研究倫理教育責任者を置き、センター研究部副部長をもって充てる。

(研究倫理教育の実施)

第7条 センターは、研究倫理の保持及び向上並びに研究活動の不正行為の未然防止を図るため、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日 文部科学大臣決定）を踏まえ、研究員等に求められる倫理規範を修得させるための研究倫理教育を定期的実施する。

(不正行為の防止)

第8条 研究倫理教育責任者は、研究員等の基本的責任、研究活動に対する姿勢など研究員の行動規範、さらに研究活動に関して遵守すべき行為についての知識や技術を修得させるなど研究倫理教育を実施し、研究活動の不正行為の防止を図る。

2 研究倫理教育責任者は、第9条で規定する研究員等の行動規範を遵守するための措置状況、並びに第10条で規定する研究データ等の保存及び開示義務の遵守状況を確認し、最高管理責任者に報告する。

(研究員等の行動規範)

第9条 研究員等は、本県の環境回復と創造に寄与するためセンターにおいて働くことを誇りとしてその責任を自覚し、研究活動の不正行為は、センター等への信頼を損なわせるものであることを認識して、次の各号に掲げる事項に留意する。

- (1) 研究成果について、その科学的根拠が明確に説明できること。
- (2) 研究成果の発表にあたっては、その科学的根拠について説明責任があることを自覚し、共著者など関係者による科学的合理性の確認を徹底すること。
- (3) 共同研究における個々の研究者等の役割分担及び責任を明確にすること。
- (4) 複数の研究者による研究活動の全容を把握する立場にある研究代表者は、研究成果を適切に確認すること。
- (5) 研究員等は、研究倫理教育責任者が実施する研究倫理教育を受講しなくてはならない。

2 研究部長、研究部副部長等の指導的立場にある者は、健全な研究活動を維持し、研究活動の不正行為が起らない研究環境を保持するため、次の各号に掲げる事項に留意する。

- (1) 実験ノート、実験手続き等を適宜確認すること。
- (2) 実験ノート等の研究データ等は、研究成果の根拠となる重要なものであるとの認識を徹底させ、その適切な管理を図ること。
- (3) 研究員等が自立した研究活動を遂行できるよう適切な支援、助言等を行うこと。

(データ等の保存及び開示義務)

第10条 研究員等は、研究で得られたデータ等を適切に実験ノート等に記録し、研究終了後5年間保存するとともに、コンプライアンス推進責任者等から開示を求められた場合は、その求めに応じなければならない。

(相談及び告発)

第11条 センターに特定不正行為に関する相談及び告発の窓口（以下「窓口」という。）を設置し、最高管理責任者が指名する相談及び告発の窓口担当者をセンター研究部に置く。

2 窓口においては、告発を受付けるほか、特定不正行為に関する相談に応じる。

3 前項の告発は、告発票（様式第1号）又は当該様式の記載事項を記載した書面（封書、電子メール又はFAX）、電話又は面談で行うものとする。

4 窓口において相談又は告発を受付けた場合には、直ちに最高管理責任者に報告しなければならない。最高管理責任者は、当該告発に関係する各責任者にその内容を周知するものとする。

5 最高管理責任者は、被告発者が他の機関に所属している場合は、被告発者の所属する機関に

告発票を送付する。

(告発の受理等)

- 第12条 最高管理責任者は、前条第2項の規定により告発を受付けた場合は、特定不正行為の態様、時期等の事案の内容が明示されており、かつ不正とする科学的合理性のある理由が示されている場合のみ、当該告発を受理することとし、当該告発者に対して、受理したことを通知する。
- 2 告発は、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談により、何人からも受付けるが、原則として実名によるもののみ受理するものとする。ただし、匿名によるものであっても、告発の内容に応じて、実名の場合に準じた取扱いをすることができる。
 - 3 最高管理責任者は、前条第2項の規定により相談があった場合は、その内容を確認し、相談対象事案の内容と不正の存在又はその疑いについて、科学的合理性のある理由が示されている場合には、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。
 - 4 最高管理責任者は、前項において告発の意思が認められない場合にも、告発を受理した場合に準じた取扱いをすることができる。
 - 5 最高管理責任者は、特定不正行為が行われようとしている、又は特定不正行為が求められているとの相談又は告発があった場合は、その内容を確認、精査し、相当の理由があると認めるときは、被告発者に警告を行うものとする。ただし、被告発者がセンターに所属しない場合は、被告発者の所属する機関にその事案を送付することができる。なお、センターに所属しない被告発者に警告を行った場合は、被告発者の所属する機関に警告の内容等について通知する。
 - 6 最高管理責任者は、他の機関からセンターに告発が送付された場合には、告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。

(予備調査)

- 第13条 最高管理責任者は、前条第2項の規定により告発を受理したときは、特定不正行為に関して本調査が必要かどうかを検討するため、告発された行為が行われた可能性、告発に示された科学的合理性のある理由の論理性、告発内容の合理性、調査可能性等について、予備調査を行う。
- 2 最高管理責任者は、予備調査においても、必要に応じて、次条で規定する調査委員会を設置することができる。
 - 3 最高管理責任者は、前項の規定により調査委員会を設置したときは、告発者及び被告発者（被告発者が他の機関に所属している場合は、当該機関を含む。以下同じ。）に対し、調査の開始並びに委員の氏名及び所属を通知する。
 - 4 告発者及び被告発者は、前項の規定により通知を受けた委員の任命に不服があるときは、前項の規定による通知を受けた日から10日以内に異議申立書（様式第2号）を最高管理責任者に提出することができる。
 - 5 最高管理責任者は、前項の規定により異議申立書の提出を受けたときには、その内容を審査し、妥当であると判断したときは、当該申立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。
 - 6 最高管理責任者は、告発を受理したときは、受理した日から原則として30日以内に本調査の要否を決定することにより予備調査を終了し、その結果を告発者及び被告発者に通知するものとする。
 - 7 最高管理責任者は、予備調査を行うときは、関係する研究員等に対して、それらが保有する資料の保全等を命ずることができる。
 - 8 最高管理責任者は、本調査を行わないことを決定した場合は、その旨を理由を付記して告発者に通知するものとする。この場合には、センターは予備調査に係る資料等を保存し、その事案に係る配分機関等及び告発者の求めに応じて、それらを開示するものとする。

(調査委員会の設置等)

第14条 最高管理責任者は、前条第6項の規定による予備調査の結果、本調査が必要であるときは、次の各号に掲げる事項を調査及び審議するための調査委員会を設置する。

- (1) 特定不正行為があったかどうかの認定
- (2) 特定不正行為と認定された場合はその内容、特定不正行為に関与した者とその関与の度合、特定不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割の認定
- (3) 特定不正行為が行われなかったと認定される場合であって、調査により告発が悪意に基づ

- くものであると疑われた場合には、悪意に基づくものであるかどうかの認定
- 2 最高管理責任者は、次の各号に掲げる者から調査委員会の委員を若干名任命する。ただし、すべての委員は告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者とし、委員の過半数はセンターと直接の利害関係を有しない第三者とする。
 - (1) 統括管理責任者 1名
 - (2) コンプライアンス推進責任者 1名
 - (3) 第三者の委員（有識者、弁護士、臨床心理士等） 2名以上
 - 3 委員の任期は、原則として事案の調査終了時点までとする。
 - 4 調査委員会に委員長を置き、統括管理責任者をもって充てる。
 - 5 調査委員会の事務は、センター研究部において処理する。
 - 6 調査委員会の運営等に関し、その他必要な事項は別に定める。

（本調査の通知等）

- 第15条 最高管理責任者は、前条第1項の規定により調査委員会を設置したときは、最高管理責任者から告発者及び被告発者に対する通知、並びに告発者及び被告発者から最高管理責任者に対する異議申立書の提出について、第13条第3項から第5項までの規定を準用する。
- 2 最高管理責任者は、調査を行うことが決定した後、調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、告発対象事案に係る競争的資金等の支出停止を命じることができる。

（本調査の実施）

- 第16条 調査委員会は、第13条第4項に規定する期間を経過したときには、速やかに本調査を開始しなければならない。また、本調査を行う旨を配分機関等に報告するものとする。なお、本調査の開始は最高管理責任者が、本調査が必要であるとの第13条第6項の規定による予備調査結果の報告を受けた日から原則として30日以内とする。
- 2 調査委員会は、調査にあたって、被告発者に弁明の機会を与えなければならない。
 - 3 調査委員会は、告発が悪意に基づくものであるとの認定を行う場合には、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
 - 4 告発された行為が行われた可能性を調査するために、調査委員会が再現実験等により再現性を示すことを被告発者に求める場合、又は被告発者自らの意思によりそれを申出て調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会（機器、経費を含む。）に関し調査機関により合理的に必要と判断される範囲内において、被告発者はこれを行う。その際には、被告発者は調査委員会の監督のもと行う。
 - 5 調査委員会は、本調査を開始した日から原則として150日以内に調査結果報告書を作成し、最高管理責任者に提出する。最高管理責任者は、告発者並びに被告発者及び被告発者以外で不正行為に関わったと認定された者（以下「被告発者等」という。）（被告発者等が他の機関に所属する場合は、当該機関を含む。以下同じ。）に調査結果を通知する。なお、当該調査結果において悪意に基づく告発であると認定され、告発者が他の機関に所属する場合は、告発者の所属する機関にも調査結果を通知する。
 - 6 調査委員会は、告発において指摘された当該研究に係る論文、実験ノート、生データその他の資料の精査及び関係者のヒアリング等の方法により本調査を行うものとする。

（認定の方法）

- 第17条 調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。
- 2 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。
 - 3 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

（再調査）

- 第18条 第16条第5項の規定により通知された本調査結果において、不正行為に関わったと認定された被告発者等、又は悪意に基づく告発であると認定された告発者は、同項の規定により通知された調査結果に対して不服がある場合には、通知を受けた日から10日以内に不服申立書

(様式第3号)を最高管理責任者に提出することができる。ただし、同一理由による不服申立書の提出を繰り返すことはできない。

- 2 最高管理責任者は、前項の規定により被告発者等から不服申立書の提出があった場合には、調査委員会に不服申立書を送付するとともに、告発者に不服申立ての提出があった旨を通知する。
- 3 最高管理責任者は、第1項の規定による被告発者等からの不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する場合には、調査委員会の委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせることができる。
- 4 調査委員会(前項の規定に基づき調査委員会に代わるものを含む。以下第20条及び第21条第1項において同じ。)は、第2項により通知された不服申立書を審査し、当該事案の再調査を行うか否かを決定し、最高管理責任者に報告する。
- 5 最高管理責任者は、前項の規定により報告を受けた当該決定を告発者及び被告発者等に通知する。
- 6 調査委員会は、第4項の規定により再調査を行う場合には、当該調査を行った上で再調査を開始した日から原則として50日以内に、調査結果報告書を作成し、最高管理責任者に提出する。
- 7 最高管理責任者は、前項の規定による再調査の結果を告発者及び被告発者等に通知する。
- 8 最高管理責任者は、第1項の規定により告発者から不服申立書の提出があった場合には、調査委員会に不服申立書を送付するとともに、被告発者等にその旨を通知し、告発者が他の機関に所属する場合は当該機関にもその旨を通知する。
- 9 最高管理責任者は、第1項の規定による告発者からの不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する場合には、第3項の規定を準用する。
- 10 調査委員会(前項の規定に基づき調査委員会に代わるものを含む。以下第21条第3項において同じ。)は、第8項により送付された不服申立書を審査し、当該事案の再調査を行うか否かを決定し、最高管理責任者に報告する。
- 11 最高管理責任者は、前項の規定により報告された当該決定を告発者及び被告発者等に通知するとともに、告発者が他の機関に所属する場合は当該機関にも通知する。
- 12 調査委員会は、第10項の規定による再調査を行う場合には、当該調査を行った上で再調査を開始した日から原則30日以内に、調査結果報告書を作成し、最高管理責任者に提出する。
- 13 最高管理責任者は、前項の規定による再調査の結果を告発者及び被告発者等に通知するとともに、告発者が他の機関に所属する場合は当該機関にも通知する。

(配分機関等への通知等)

- 第19条 最高管理責任者は、告発対象事案に係る研究について、第14条第1項の規定による調査の開始、第16条第5項の規定による調査結果、前条第1項の規定による不服申立書、前条第4項及び第10項の規定による再調査の実施に関する決定、前条第6項及び第12項の規定による調査結果報告書を、その決定の10日以内に競争的資金等の配分機関等に対して、通知又は報告する。
- 2 最高管理責任者は、知事に対して、前項の規定に準じて調査結果等を報告する。
 - 3 最高管理責任者は、監事に対して、第1項の規定に準じて調査結果等を報告し、意見を徴する。

(特定不正行為が認定された場合の措置)

- 第20条 最高管理責任者は、第16条第5項の規定により調査委員会から特定不正行為があったとの報告を受け、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに特定不正行為に関与した者の所属及び氏名、特定不正行為の内容、当該競争的資金等の名称及び課題、特定不正行為に対して講じた措置等を含む調査結果を公表するとともに、特定不正行為に関与した者及び関与したとまでは認定されないが、特定不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者に対し、研究成果の修正又は取下げの勧告、当該競争的資金等の支出停止等の措置を講ずる。
- (1) 第18条第1項の規定による不服申立てがない場合
 - (2) 第18条第4項の規定により調査委員会から再調査を行わないとの報告を受けた場合
 - (3) 第18条第6項の規定により調査委員会から特定不正行為があったとの報告を受けた場合

(特定不正行為が認定されなかった場合の措置)

- 第21条 最高管理責任者は、第16条第5項及び第18条第6項の規定により調査委員会から特定不正行為があったとは認められないとの報告を受けたときには、すべての調査関係者にその旨を通知する。その際には、原則として当該事案については公表しない。ただし、調査事案

が外部に漏えいしている場合及び論文等に故意によるものではない誤りがあった場合は、前条の規定に準じて調査結果を公表する。

- 2 最高管理責任者は、被告発者に対し、特定不正行為がなかったものとして、不利益な行為が行われないように適切な措置を講ずる。
- 3 最高管理責任者は、第16条第5項の規定により調査委員会から告発が悪意に基づくものであったとの報告を受け、次の各号のいずれかに該当するときは、原則として前条の規定に準じて調査結果を公表するとともに、当該告発者がセンター職員等である場合には、知事に対して報告する。
 - (1) 第18条第1項の規定による不服申立てがない場合
 - (2) 第18条第10項の規定により調査委員会から再調査を行わないとの報告を受けた場合
 - (3) 第18条第12項の規定により調査委員会から告発が悪意に基づくものであったとの報告を受けた場合

(告発者等又は調査協力者の保護)

第22条 センター職員は、前条第3項に基づく措置を講ずる場合を除き、告発者等又は調査協力者がこの規程に基づき告発又は調査への協力を行ったことを理由として、不利益な行為を行ってはならない。

- 2 最高管理責任者は、告発者等又は調査協力者がこの規程に基づき告発又は調査への協力を行ったことを理由として、当該告発者等又は調査協力者に不利益な行為が行われないよう適切な措置を講ずる。

(被告発者に不利益をもたらす行為の禁止)

第23条 センター職員は、第20条に基づき講ずる措置を除き、被告発者が告発されたことを理由として不利益をもたらす行為を行ってはならない。

(調査への協力)

第24条 センター職員は、この規程に基づく調査等に協力しなければならない。

(秘密の保持)

第25条 センター職員は、この規程に基づく調査等に関して知ることができた秘密を漏らしてはならない。

- 2 この規程に基づく特定不正行為の調査等に関わる者は、調査等において告発者又は調査協力者が特定されないよう配慮するとともに、調査等に係る通知にあたっては、被告発者又は調査協力者の信用、名誉、プライバシー等に配慮しなければならない。
- 3 調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮するものとする。

(不正目的の告発の禁止)

第26条 センター職員は、虚偽の告発及び他人を誹謗中傷する告発、その他不正な目的での告発を行ってはならない。

(調査等に従事する者の制限)

第27条 特定不正行為の事案の調査等に従事する者は、自らが関係すると考えられる事案の処理に関与してはならない。

(告発の受付以外の取扱い)

第28条 学会等若しくは報道により特定不正行為の疑いが指摘された場合又は特定不正行為の疑いがインターネット等に掲載されていること（特定不正行為を行ったとする研究者又はグループ、特定不正行為の態様等の事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的合理性のある理由が示されている場合に限る。）をセンターが確認した場合にあっては、告発があった場合に準じて取扱うことができる。

(雑則)

第29条 この規程に定めるもののほか、実施に必要な事項は、最高管理責任者が定めるものと

する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和元年12月17日から施行する。

この規程は、令和3年11月1日から施行する。

異議申立書

年 月 日

福島県環境創造センター所長 様
（最高管理責任者）

異議申立人

印

次のとおり異議申立てをします。

- 1 異議申立人の住所、氏名、年令及び所属
住所
氏名
年令
所属
- 2 異議申立てに係る決定
- 3 異議申立てに係る決定があったことを知った年月日
年 月 日
- 4 異議申立ての趣旨
- 5 異議申立ての理由
- 6 その他（添付書類）

不服申立書

年 月 日

福島県環境創造センター所長 様
（最高管理責任者）

不服申立人

印

次のとおり不服申立てをします。

- 1 不服申立人の住所、氏名、年令及び所属
住所
氏名
年令
所属
- 2 不服申立てに係る調査結果
- 3 不服申立てに係る調査結果を知った年月日
年 月 日
- 4 不服申立ての趣旨
- 5 不服申立ての理由
- 6 その他（添付書類）